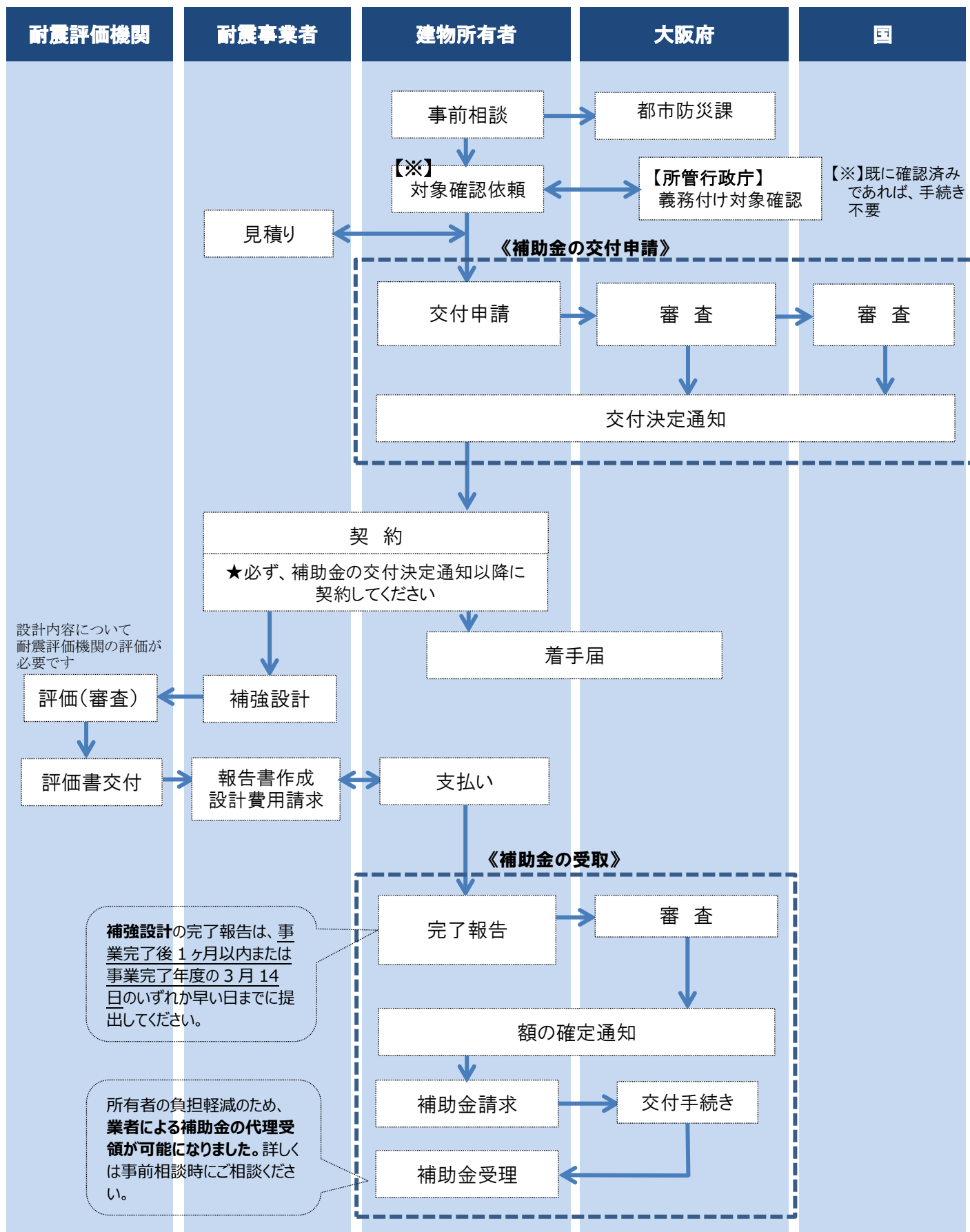


補助金交付申請手続きの流れ【補強設計】



補助制度の概要【補強設計】

《補助の対象額》

AまたはBのうち低いほうの額

- A:実際に補強設計に要する費用
B:下表により算定した額(限度額)

面積1000㎡以内の部分	3,670 円/㎡以内
面積1000㎡を超えて2000㎡以内の部分	1,570 円/㎡以内
面積2000㎡を超える部分	1,050 円/㎡以内

《補助率》

上記の対象額に、以下の延床面積の区分に応じ、右欄の補助率を乗じた額が補助金の額となります。

区 分	補助率
5000㎡以下の建築物の場合(分譲マンション含む)	5/12
5000㎡を超える建築物の場合	5/24

※補助額の計算例：延床面積が8,000㎡の建築物の場合

$$\begin{aligned} \text{補助限度額} &= 1,000(\text{㎡}) \times 3,670(\text{円/㎡}) + 1,000(\text{㎡}) \times 1,570(\text{円/㎡}) + (8,000 - 2,000)(\text{㎡}) \times 1,050(\text{円/㎡}) \\ &= 11,540,000 \text{ 円} \quad \Rightarrow \text{実際に要する費用がこれを上回る場合、対象額はこの1154万円となります。} \end{aligned}$$

$$\text{補助額} = 11,540,000 \times 5/24 = \underline{2,404,000 \text{ 円}} \quad (\text{千円未満切捨て})$$

《補助の要件》

- 補強設計を行う者の条件:
 - ・建築士であって国土交通省の登録講習を受講していること。
 - ・本事業について必要な知識を習得するために大阪府の説明会を受講していること。
 - ・担当技術者に構造設計1級建築士を配置していること。(新築設計時に関与が必要な建築物に限る。)
- 耐震診断の結果、地震に対する安全性の評価について、大規模の地震の振動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低いと判断できる基準に適合しないものであること。
- 設計内容が国の定めた指針に適合していることについて、耐震評価機関の評価書の交付を受けること。

《耐震評価機関》 知事が認める機関(50音順)

(公社)大阪府建築士会 / (一社)大阪府建築士事務所協会 / (一社)日本建築構造技術者協会関西支部
/ (一財)日本建築総合試験所 / 日本ERI(株) / ビューローベリタスジャパン(株) /
(一社)中四国構造コンサルティング協会 / (一社)耐震技術広域連携協議会

- 補助対象者：対象建築物の所有者
 - ※区分所有建物の場合は、管理組合又は区分所有者の合意を得た代表者。あらかじめ区分所有者及びその議決権の各過半数の同意が必要
 - ※所有者が複数の場合は、全員の合意を得た代表者
- 木造住宅は補助対象外
 - ※市町村により木造住宅の耐震補助制度が活用できる場合がありますので、各市町村にご相談ください。
- 令和8年3月31日までに完了報告を行うものであること。
 - ※財政法第42条に基づき、補助事業は単年度で終了させることが原則です。複数年度にまたがる事業については、大阪府にご相談ください。

《留意事項》

- ・補助金交付決定日以降に実施する補強設計費用が対象です。必ず、交付決定日以降に契約してください。
- ・申請書類作成にあたっては、記載方法や添付書類について事前に大阪府職員にご相談ください。